

現 行	改 正 案
<p>【本文】</p> <p>Ⅲ 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－2 資金決済に関する法律等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－2－4 基準日報告書の取扱い</p> <p>（略）</p> <p>(2) 金融庁への送付 上記(1)①及び②に関し、意見を付す前払式支払手段発行者があれば、意見書を作成の上、当該前払式支払手段発行者が提出した基準日報告書及び参考書類の写しとともに、速やかに金融庁担当課室あて送付するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>【本文】</p> <p>Ⅲ 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－2 資金決済に関する法律等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－2－4 基準日報告書の取扱い</p> <p>（略）</p> <p>(2) 金融庁への送付 上記(1)①及び②に関し、意見を付す前払式支払手段発行者があれば、意見書を作成の上、当該前払式支払手段発行者が提出した基準日報告書及び参考書類の写しとともに、速やかに金融庁担当課室あて送付するものとする。</p> <p><u>Ⅲ－2－5 前払式支払手段発行者が提出する報告書における記載上の留意点</u> 別紙様式集における氏名の記載については、法令の手續に従い、発行届出書若しくは登録申請書又は変更届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者の場合は、婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載するか、又は氏名に代えて婚姻前の氏名を記載することができることに留意する。</p>